

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

		申請日	令和	年	月	日
		殿				
		ふりがな				
		氏名				

本籍					
住所	(〒)				
電話番号					
生年月日	年	月	日		

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
合格証明書の交付年月日	年	月	日	
合格証明書番号				

再交付申請の理由	
再発防止策	

※収入印紙添付欄 (2, 200円)

【注意事項】

- 不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
- 滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
- 損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
- 技術検定合格証明証の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は受理できません。
- 再交付手数料として2,200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの写しの添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。
 - ① 運転免許証(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - ② 監理技術者資格者証(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - ③ 住民票の写し(提出日時時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの。個人番号(マイナンバー)の記載がある場合はマスキング。写しのコピーでも可。)
 - ④ マイナンバーカード(表面のみ。カードの有効期限内のもの)
 - ⑤ 在留カード(表面及び裏面。有効期限内のもの)
- 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
- 前回交付時から氏名に変更のある場合は、書換申請を同時に行う必要があります。
- 再交付申請の理由が滅失、損傷以外のものは受理できません。
- 滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
- 再交付理由に疑義がある場合、申請者本人に対し地方整備局等に出頭し事情の説明を求めます。
- 再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
- 合格証明書の交付者に係る個人情報、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。

記入例

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

北海道開発局長	殿
申請日	令和 7 年 4 月 1 日
ふりがな	すずき いちろう (さとう)
氏名	鈴木 一郎 (佐藤)

本籍	北海道
住所	(〒 060-8511) 北海道札幌市北区北8条西2丁目
電話番号	090-0000-0000
生年月日	昭和 50 年 10 月 10 日

検定種目・区分	(級) 2級	(種目) 建設機械施工管理	(種別) (第一種)	(区分) 技士
合格証明書の交付年月日	平成 30 年 3 月 10 日			
合格証明書番号	123456789			

再交付申請の理由	滅失
平成30年に交付された合格証は自宅に保管していたが、令和6年1月に紛失を確認した。その後勤務先も確認したが発見されなかった。このため、2年前に転居した際に誤って処分してしまったものと推定される。	
再発防止策	今後は自宅の所定の位置に確実に保管し、処分しないようにする。

※収入印紙添付欄 (2, 200円)

氏名

合格者氏名を本人確認書類の表記のとおり記入して下さい。原則として証明書は本人確認書類の表記どおりに発行されます。(再交付と同時に氏名変更(書換え申請書の提出が必要)を行う場合は、変更後の氏名を記入してください。)

旧氏(旧姓)併記を希望される場合は、氏名の右横に角括弧書きで旧氏を記入し、旧氏が併記された以下の書類のいずれかを提出して下さい。ただし、住民票に旧氏の記載を行っていない場合は併記できません。
・住民票の写し
・マイナンバーカードの写し
・運転免許証の写し

本籍

現在の本籍地の都道府県名を記入して下さい。外国籍の方はその国籍を記入して下さい。

住所

本人確認書類に記載の住所を記載して下さい。合格証明書の送付先となるため、必ず郵便番号も記入して下さい。本人確認書類に記載の住所以外へは送付できません。

電話番号

合格者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先(携帯電話など)を記入して下さい。

検定種目・区分

種別: 2級の建設機械・土木・建築(技士補を除く)のみ選択してください。区分: 第2次検定または実地試験合格者は技士、第1次検定合格者は技士補を選択してください。

交付年月日

合格証明書の最初の発行日を記入して下さい。(不明の場合は記入不要です。)

合格証明書番号

前回交付された合格証明書の番号を記入して下さい。(不明の場合は記入不要です。)

再交付申請の理由

損傷か滅失を選択し、滅失の場合は、その経緯と滅失理由を具体的に記入して下さい。損傷の場合は交付済みの証明書の返納が必要です。旧姓の追記・変更・削除等、記載事項の変更を行うための再交付については、損傷を選択し、交付済みの証明書を返納して下さい。

再発防止策

過去に一度でも再交付申請を行っている場合は、再発防止策を具体的に記入して下さい。

収入印紙を貼付して下さい。

※2, 200円必要です。

※消印がされたものは受理できません。

※収入証紙、切手、登記印紙等は受理できません。

建設機械施工管理技術検定合格証明書の再交付・書換え

問い合わせ先・提出先一覧

あなたの現在の住所	申請書送付／問合せ先		
	名称	住所	電話
北海道	北海道開発局 事業振興部 機械課	〒０６０－８５１１ 札幌市北区北８条西２丁目 札幌第一合同庁舎	０１１－７０９－２３１１（代）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 企画部 施工企画課	〒９８０－８６０２ 仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎Ｂ棟	０２２－２２５－２１７１（代）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 企画部 施工企画課	〒３３０－９７２４ さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館	０４８－６０１－３１５１（代）
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 企画部 施工企画課	〒９５０－８８０１ 新潟市中央区美咲町１－１－１ 新潟美咲合同庁舎１号館	０２５－２８０－８８８０（代）
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 企画部 施工企画課	〒４６０－８５１４ 名古屋市中区三の丸２－５－１ 名古屋合同庁舎２号館	０５２－９５３－８１１９（代）
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 企画部 施工企画課	〒５４０－８５８６ 大阪市中央区大手前３－１－４１ 大手前合同庁舎	０６－６９４２－１１４１（代）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 企画部 施工企画課	〒７３０－８５３０ 広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎２号館	０８２－２２１－９２３１（代）
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 企画部 施工企画課	〒７６０－８５５４ 高松市サンポート３－３３	０８７－８５１－８０６１（代）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 企画部 施工企画課	〒８１２－００１３ 福岡市博多区博多駅東２－１０－７ 福岡第二合同庁舎	０９２－４７１－６３３１（代）
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 防災課	〒９００－０００６ 那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館	０９８－８６６－００３１（代）